

学生に求められる体調管理などの行動について（指針）

新型コロナウイルス感染が終息に至るまでの間、本学における感染拡大を防ぐ取り組みとして、学生に求められる体調管理などの行動について指針をまとめる。学生は自らの健康だけでなく他者の健康を損なわないことを目的に以下の行動をすること。

令和2年6月1日 学生生活担当部長

1. 登校前に検温や体調確認を行い、以下のいずれかについて該当する場合は登校せず、学生課へ電話連絡し状況を報告する。
 - ・ 登校前日から登校日にかけて息苦しさ（呼吸困難）もしくは強いだるさ（倦怠感）が続いた。
 - ・ 風邪の症状（発熱や咳など）が現れた。
2. 学生が以下のいずれかについて該当する場合は登校せず、学生課へ電話連絡し状況を報告する。
 - ・ 風邪の症状が現れたことにより、医療機関を受診し自宅療養の指示を受けた。
 - ・ 新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者外来を受診した。
 - ・ 新型コロナウイルスに関するPCR検査を受け、結果が確認されていない。
 - ・ 新型コロナウイルスの陽性であると診断された、もしくは陽性者の濃厚接触者となった。
 - ・ 海外からの帰国において、帰国後14日間の自宅待機等の要請を政府から受けた。
3. 学生と同居される方が以下のいずれかについて該当する場合は登校せず、学生課へ電話連絡し状況を報告する。
 - ・ 新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者外来を受診した。
 - ・ 新型コロナウイルスに関するPCR検査を受け、結果が確認されていない。
 - ・ 新型コロナウイルスの陽性であると判明した、もしくは陽性者の濃厚接触者となった。
 - ・ 海外からの帰国において、帰国後14日間の自宅待機等の要請を政府から受けた。
4. 登校前に検温や健康状態を確認できなかった学生は、登校時に教室に入る前に学生課

に行き、検温及び健康観察等を受ける。

5. 最も重要なことは、感染が拡大する3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、密接した近距離での会話や発声。いわゆる「3つの密」）の2つ以上が同時に重なることを回避することや自分の体調を管理することである。したがって、学内では次の行動をすること。

- ・ 近距離での会話や発声時にマスクを装用する。
- ・ 授業もしくは教室入室、食事前後に必ず手洗いをする。手洗いは石けんを用いなければならぬがそれが適わない場合は流水で丁寧に洗う。
- ・ 清潔なハンカチ等を持参して手拭きを使用する。ハンカチ等は共用しない。
- ・ 咳エチケットを行う（マスク、ティッシュ、ハンカチ、袖で口・鼻を覆う）
- ・ 教室など室内の換気を充分に行う。換気は原則として二方向の窓を開放する。換気扇があれば活用する。換気による室温の変化に対応出来るよう衣類等を備える。
- ・ 教具（授業で用いる機械、器具等）を共有する際には消毒を行う。
- ・ 大声で談笑したり歌唱しない。
- ・ 飲食物を共有しない。
- ・ 食事中の会話に留意する。
- ・ 他者の隣や対面に着席しない等、最低でも約1mの距離を取るよう努める。
- ・ 手指で顔を触らないよう努める。
- ・ 同じ座席で長時間集まらないよう努める。
- ・ 十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がける。
- ・ 起床時など一定の機会に検温を実施するなど健康観察を行う。

6. マスクについては、本学は教室で演習および実習を行わないわけにはいかないことから、発声やグループワーク等を行うに際し原則として装用する。講義においても発声する際に原則として装用する。マスクの装用期間およびその程度については別に定める。マスクは市販、手作りを問わない。

また、マスクの着用に伴う熱中症リスクの上昇を避けるため、各自、適切な水分・塩分摂取、風通しの良い服装、睡眠、適切な食事など基本的な熱中症対策に努める。

7. 学外においても感染拡大の3つの条件を回避し、当面の間は真に必要でない限り遠方への移動や宿泊を控えるよう努める。都道府県知事等からの自粛要請があれば従う。
8. 学内で急な発熱の疑い、咳が止まらない、強い息苦しさや倦怠感が生じた場合、その他風邪の症状が現れた場合は学生課へ必ず報告する。学内で発熱など生じた場合、原則として保護者の迎えを必要とする（下宿生や徒歩下校等を除く）。

9. すべての学生にとって感染症に関する心配事があればためらわずに学生課・学生支援センターへ相談する。医療的ケアが日常的に必要な基礎疾患等があり相談を要する者は授業開講までに、もしくは開講後すみやかに学生課・学生支援センターへ連絡する。
10. 大学からの急な連絡をすみやかに受け取れるよう、ユニバーサルパスポートを毎日確認すること、もしくはユニバーサルパスポートからのメールをスマートフォンなどで閲覧できるよう転送設定を行うこと。
11. コロナウイルスに罹患したあるいは罹患を疑われる学生が周囲にいた場合に、SNS 等でいわれなき誹謗中傷するなど学生の本分に反する行為を行わないこと。
12. クラブ、サークル等課外活動については別に通知する。

以上